

第 22 期第 22 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 1 時 50 分から午後 2 時 50 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議 題

1 諮問事項

- （１）うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 1)

2 協議事項

- （１）令和 8 年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の出席委員について (資料 2)
（２）中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討およびアンケート調査の実施について
(資料 3)
（３）令和 9 年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査等について (資料 4)

3 報告事項

- （１）道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間に係る委員会指示の公報登載について (資料 5)

4 その他

- （１）令和 8 年 12 月の委員会開催日程について
（２）その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 濁川 謙二、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 加藤 GL、石黒技幹、片山副技幹、加藤(大)技師、村岡技師

議 事

事) 広瀬代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中8名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第22回の委員会を開会いたします。本日の議題ですが、諮問事項が1件、協議事項が3件、報告事項が1件とその他となっております。

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。濁川委員、内田委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)の「うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。

水) 村岡技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ただいま水産課から説明がありましたが、何か、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

内田委員

確認よろしいでしょうか。

議 長

どうぞ。

内田委員

9ページの2の(キ)ですけれども、輸出向けの需要量が満たされたと判断された場合というのは、日本から他の国に輸出するための量ということなのではないでしょうか。今説明していただいて、ここがよくわからなかったのです。例えば、中国で池入れ量が決まっていますよね。中国から日本に種苗を輸出する量がある程度あると思うのですが、その量が満たされているという意味なのではないでしょうか。輸入を含めて日本の池入れ量が、3か国か4か国で決めた池入れ量に達したら、日本で採っていないでも採捕禁止措置にしますということなのではないでしょうか。ここがわかりにくかったです。

おそらく、最初に池入れ量を決めた時に、中国が一番多くて、日本、韓国、台湾だったと思うのですが、国が一緒か別かというのは別にして、その池入れ量の大枠が合意されて、今はそれに従って動いていると思うのですが、日本から、台湾や中国にシラスウナギを輸出しているということはありませんか。文章が少々わかりにくいので確認していただければと思います。

水)片山副技幹	水産庁から来ている通知がありまして、それを主体に今回の制限措置や県のこういった規定を作っているのですが、その元の国の通知の書き方だと、国内のシラスウナギの池入数量が当該年漁期の池入数量の上限に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたとき水産庁が判断した場合となっております。
議 長	15 ページですね。
水)加藤G L	15 ページの 2 の (2) のところです。
内田委員	輸出に向けられるシラスウナギとありますが、日本から海外に輸出しているという事実があるのでしょうか。
水)片山副技幹	詳細は確認しなければならないのですが、シラスウナギを輸出しているというわけではなく、製品としてと言いますか、大人のウナギを輸出するにあたってシラスウナギとして池入れをする量というのが 21.7 t と決まっています、その上限に達する恐れがある場合、これが「輸出向けの需要量が満たされた」と判断された」という解釈と考えております。
内田委員	シラスウナギを輸出するわけではなく、シラスウナギからある程度大きくなったもの、食用サイズになったものと思われませんが、それを輸出する。
水)加藤G L	こちらは、これまでこのように水産庁が満たされたとき判断した事例がないものですから、次回の委員会で御説明したいと思います。この条件は、国の通知に基づいて県が制限措置の条件として決めているものですが、この資料の条件というのは内水面漁場管理委員会に諮問して決めることではなく、県知事が許可をする上で参考に委員会で説明しているものでございます。2 ページ目の別紙の表の一番上の項目を見ていただきたいのですが、今議論されているのが、右から 3 番目の、規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件という項目ですが、こちらは括弧書きにされていて、あくまで委員会で参考のために説明しているものでして、今回の諮問の内容ではありません。いずれにしても御質問がありましたので、諮問内容ではありませんが次回以降御説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
内田委員	はい。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、次回、日本からの輸出の実態があるのかどうかも含めて説明をお願いします。
	他に何かございますか。
	特段ないようでしたら、諮問の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	(了 承)

議 長	それではそのように決定いたします。 続きまして、協議事項（１）の「令和８年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の出席委員について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。
事）広瀬代理	【資料２に基づき説明】
議 長	４名は県庁と会場合わせてでしょうか。
事）広瀬代理	合わせて４名です。
議 長	ということですが、御希望される方は挙手をお願いいたします。
委員一同	（協 議）
議 長	それでは、内田委員、津谷委員が会場、平田委員と伊藤委員が県庁ということですね。事務局はよろしくお願いいたします。 県庁の方は当日時間前に水産課の執務室にいらしていただければ御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	１３時３０分までに水産課ですか。この資料以外には特段ないのですね。
委員一同	来ている資料はこちらだけです。
議 長	それでは、場所、時間お間違いのないようよろしくお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）の「中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討およびアンケート調査の実施について」と協議事項（３）「令和９年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査等について」は関連しておりますので一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事）広瀬代理	【資料３、資料４に基づき説明】
議 長	事務局から説明がありましたが、アンケート調査については実施後説明があるということでございます。それから、中央省庁提案項目素案に係る意見があるかどうか、追加提案項目等があるかどうかですが、事務局としては特段ないということです。そして東日本ブロック協議会で照会・協議事項となるような項目があるかどうかということですが、こちらも事務局としては特段ないということです。皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
内田委員	１点だけ質問があるのですが、２５ページに記載されているシラスウナギの大量生産技術ですが、一応できたけれども１匹あたりの単価が高く現場で使える段階ではないのですが、削除した理由としては、取組がある程度見えてきたというのと、現段階ではなかなか単価を下げるだけの大量培養というのは、民間で少し始めたようですがハードルが高いので、そういったことも

	あって削除したのでしょうか。
事) 広瀬代理	詳しい理由までは把握しておりませんが、初期の目標までは達成したであろうということで、そもそも提案項目を削減しようという中での話ですの で、委員がおっしゃられたようなことも含めて、今回は落とすという判断を されたものと思います。
内田委員	他の要望の訴求性を高めるためというのが主な理由のようですね。
事) 広瀬代理	そのように思います。
内田委員	はい。ありがとうございます。
議 長	他に何かございますか。
津谷委員	提案項目案、別紙 1 の 14 ページで、林地開発の関係です。右側の提案素 案のところで下線が引いてある「漁場に影響を与える恐れのある大規模な林 地開発等の許認可を行う都道府県知事及び事業者に対して適切な指導を行う こと」というのがあるのですが、その下の方に「一部追加・継続」として 「林地の開発行為（太陽光パネル設置等）」があるのですが、大規模な太陽 光パネル、いわゆるメガソーラーというものが全国的に大変な環境破壊とし て問題になっておりまして、それがいずれ河川環境、河川生態系に影響を与 え、それが内水面漁業におそらく影響を与えるということは想像できるこ ろでありまして、下の「一部追加・継続」のところに「太陽光パネル設置 等」という言葉を入れてあって、上の提案素案の方には入っていないので すが、むしろ提案項目のところにはっきりと括弧書きで入れていただいと 思います。ただそれが、神奈川県として言うこととして値するのかはどうな のかなというところがあるのですが、個人的な希望としてはそういうところ です。
議 長	太陽光パネルは、大規模開発の 1 つの種類であって、問題意識はそれだけ ではないわけですね。もっと色々あるはずですから、特に太陽光パネルを 特掲して言うことはあまり適当ではないのではないかという気がするのです が。
津谷委員	私としては、近時一番問題になっているのはいわゆるメガソーラーの大規 模開発ですので、そこには注目していますよということを促したいという気 持ちがあります。
議 長	どうでしょうか、今度は東日本ブロック協議会に出席していただきますか ら、その場で、口頭で他の委員会の皆さんに注意喚起をしたいと思いますか、 この神奈川の委員会として太陽光パネルを出すというのはいかがかなという

津谷委員
議 長
事) 広瀬代理
議 長
内田委員
議 長
内田委員

気がいたしますので、そういうことでよろしゅうございますか。

はい。わかりました。

それでは、そういうことでお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

1つよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

別紙1の15ページの上の方に、「除草剤を含む農薬について」というのが挙げてあるのですが、昆虫を殺すネオニコチノイドと言うのでしょうか。それが生態系にも大きな影響を与えて、穴道湖などで魚が大きく減った理由の1つがそういった農薬にあったという事例もあるのです。こちらについて、しっかりと令和8年度にも提案されていて、令和9年度にも提案されることになっていますが、こちらの農薬のあたりについても強く言っていただけると、内水面の魚、沿岸域含めて大事だと思いました。「指導徹底を図る」と書いてあるので、そのあたりも個別の場所でどういった農薬が使われて、過去と比較できるのであればその影響の評価等というのもきっちりやっていただければと思った次第です。

もう一つ、私は知らなかったのですが、プラスチックの被膜。これを肥料にくっつけているのでしょうか。

議 長
事) 広瀬代理

被っているのです。そして徐々に溶け出す。

肥料がプラスチックでコーティングされていて、徐々に溶けていくと言うのでしょうか。そして最終的にプラスチックが残ってしまいます。

内田委員

化成肥料のブロックにしたのでしょうか。それとも有機肥料も同じようにコーティングしているのでしょうか。

事) 広瀬代理
内田委員

そこまでは詳しく承知していません。

驚いたもので。

議 長
内田委員

具体的に素案についてどうということではないでしょうか。

これでよいと思います。ただ驚きました。

議 長

わかりました。先ほどの除草剤の関係のところも、案としてはこれでよいということですね。

内田委員
議 長

そうですね。強く出していただければとは思いますが。

そのような意見が委員会であったということを御紹介しておいていただけますか。

伊藤委員

よろしいでしょうか。最近、先ほど内田委員がおっしゃったネオニコチノ

議 長
伊藤委員

イドの名称をよく目にすることがあるのですが、具体的にこのネオニコチノイドという名前をこの中に入れるということには何か問題があるのでしょうか。

特定しすぎているということかと思います。

茨城県でしたら、レンコンの畑に多用されるということなのですね。それが大雨の増水に伴って霞ヶ浦や利根川流域に流出して行って、虫や魚といった生き物にすごく大きな影響を与えているということはよく聞くことなのですけれども。

議 長
内田委員
伊藤委員

ミツバチの関係で重要視されてきましたよね。

おそらく今日本が世界で一番使っていますよね。

そうですね。生産農家さんの代替わりに伴って、若い人達にはそれはかなりまずいという意識がやはりあるそうで、私は遊漁船をやっております、先日ある市議会の方がお客様として乗船された時に、そういった問題意識が大分浸透してきているという話は伺いました。ネオニコチノイドという単語が少し引っかかった次第です。

議 長

内水面漁業に関連するか、環境に対する影響ことということですから、直接ではなくて、間接的な影響をもたらすものですから、それを個別具体的に挙げ出すときりがないと言いますか、内水面漁場管理委員会で議論するようなどころではない気がするのですが、よろしいでしょうか。

伊藤委員
内田委員

わかりました。十分理解しました。

生物への影響はかなりありますので、具体的には宍道湖で調査もしっかりやられていて、お名前は忘れてしまいましたが確か論文にもなっています。実際に現場レベルで指摘はある状況です。文言についてはよいと思いますが。

伊藤委員
議 長

文言についてはよいと思います。ありがとうございます。

それでは他になければ、素案については特段意見はないということにしたいと思います。それから追加すべき項目についてもないということでよろしゅうございますね。

それから、ブロック内での照会・協議事項等は何かありますでしょうか。事務局として特段心当たりはないということです。

事) 広瀬代理
議 長

はい。ございません。

こちらもないということでよろしゅうございますか。ある場合は出席していただく委員に色々と勉強していただくことになってしまいますが。

委員一同

(了 承)

議 長

それでは、こちらもないということで決定したいと思います。

こちらで議題としてはよかったですでしょうか。

事) 広瀬代理

はい。

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項(1)の「道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間に係る委員会指示の公報登載について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料5に基づき説明】

議 長

公報登載の報告ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議 長

それでは、そのようにいたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、委員の皆様方から何かありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は10月21日水曜日14時から開催予定となっておりますので、よろしくをお願いします。